

## ○江戸川区子どもの権利条例

令和三年六月三十日条例第二十四号

## 江戸川区子どもの権利条例

子どもは、生まれたときから、人種や性別、障害や病気のある、なしなどにかかわらず、一人の人間として大切にされるかけがえのない存在です。一人ひとりがさまざまな個性や能力を持ち、誰もが大きな夢を抱き、未来への可能性が開かれています。

すべての子どもは、保護者や多くのおとなの愛情のもとで、安心して育ち、遊び、学び、暮らしていくことができます。そのために、おとなは、お互いに力を合わせ、子ども自身が成長する力を認めるだけでなく、子どもの思いや意見をしっかりと受け止め、一緒に考え、子どもの育ちを支えています。子どもは、さまざまな活動の場に参加し、感じたことや、考えたことを自由に伝え、発表することができます。

一人ひとりの子どもの思いや意見が大切にされるとともに、より良い社会をつくるため、子どももまた地域社会をつくる一員として、自ら学び、まわりの人と協力していくことが大切です。お互いの権利を大切にしようとする人は、すべての人にとって夢や希望にあふれるまちになります。

江戸川区は、児童の権利に関する条約、ともに生きるまちを目指す条例の考えをもとに、すべての区民が力を合わせ、まち全体で子どもの育ちを支え、すべての子どもにとって最もよいことが実現できるまちづくりを進めることを宣言し、この条例を定めます。

## (目的)

第一条 この条例は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考え、子どもの権利を大切に守っていくために、その基本となる考えをみんなで理解し、江戸川区のまち全体で子どもの健やかな育ちを支えていくことを目的とします。

## (言葉の意味)

第二条 この条例で使う言葉の意味は、それぞれ次のとおりです。

一 「子ども」とは、区内に住んでいたり、区内で学んでいたり、働いていたり、活動をしていたりする人の中でまだ十八歳になっていない人をいいます。ただし、これらの人と同じく、権利を認めることがふさわしい人も含みます。

二 「保護」とは、親や、親に代わって養育をする里親などをいいます。

三 「区民」とは、区内に住んでいたり、区内で学んでいたり、働いていたり、活動をしたりしている人や団体、事業所をいいます。

四 「育ち学ぶ施設」とは、保育所や幼稚園、学校などの、子どもが育ち、学んだり、活動したりするために利用する施設をいいます。

#### (大切な権利)

第三条 子どもは、児童の権利に関する条約の考えにもとづき、生まれたときから権利を持つ人として、その権利が大切に守られます。

2 江戸川区、保護者や区民、育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが健やかに成長していくために、特に次の四つの権利を大切にしていきます。

一 子ども自身が、自分が大切にかけがえのない存在であることを実感でき、平和や安全が確保されるなかで、自分らしく成長できるよう支援を受けることができること。

二 子ども自身が、自由に意見を表すことができ、自分の思いや意見が受け止められ、年齢やこころ、からだの発達に応じてしっかりと考えてもらうことができること。

三 子どもが、あらゆる差別さべつや虐待ぎゃくたい、いじめなどを受けずに安心あんしんして生きていくことができること。

四 子どもに関するすべての活動において、その子どもにとって最もよいことをしっかりと考えてもらうことができること。

3 子どもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、自分以外の人の権利を大切にします。

#### (保護者の役割)

第四条 保護者は、子育てについて第一に責任があり、家庭が子どもの健やかな成長のためになくはない大切な場であることを自覚し、子どもが健やかに育つよう、子どもの権利が大切に守られるように努めます。

2 保護者は、家庭で安心して子育てをし、子どもの権利を大切に守っていくために必要な支援を受けることができます。

3 江戸川区は、保護者がその役割を理解し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援を行います。

4 育ち学ぶ施設の関係者や区民は、保護者が家庭で安心して子育てができるようお互いに協力しながら支援するように努めます。

## (区民の役割)

第五条 区民は、地域全体で子どもを育てていくことを理解し、子どもの健やかな育ちのために協力し、子どもの権利が大切に守られるように努めます。

2 区民や江戸川区は、地域で子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができるまちづくりに努めます。

3 区民は、地域の中で子どもの権利を大切に守っていくために必要な支援を受けることができます。

4 江戸川区は、区民が子どもの権利を大切に守るための活動に対して必要な支援を行います。

## (育ち学ぶ施設の関係者の役割)

第六条 育ち学ぶ施設の関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長のために重要な役割を持っていることをしっかりと理解し、子どもが自分で考え、学び、活動することができるよう支援を行い、子どもの権利が大切に守られるように努めます。

2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの権利を大切に守っていくために必要な支援を受けることができます。

3 育ち学ぶ施設の管理者は、保護者や区民に対して、育ち学ぶ施設の運営などの情報提供を行い、お互いに協力しながら施設を運営するように努めます。

## (江戸川区の役割)

第七条 江戸川区は、子どもの権利を大切にし、子どもの意見をきき、子どもが地域社会へ参加していきことができるよう支援していきます。

2 江戸川区は、子どもが安心して暮らすことができる環境をつくとともに、子どもの立場から考えたまちづくりを江戸川区のまち全体にわたって計画的に行い、子どもの権利が大切に守られるように取り組みます。

3 江戸川区は、子どもの権利が大切に守られるための取組を進めていくための計画をつくります。

## (協力)

第八条 江戸川区、保護者や区民、育ち学ぶ施設の関係者は、お互いに協力しながら子どもの育ちを支援します。

2 江戸川区は、国や他の地方公共団体（都道府県や区市町村をいいます。）などと協力して、子どもに関する政策を実施し、子どもの育ちを支援します。

(<sup>けんり</sup>権利が<sup>まも</sup>守られていない<sup>じょうたい</sup>状態からの<sup>かいふく</sup>回復)

第九条 <sup>えどがわく</sup>江戸川区、<sup>ほごしや</sup>保護者や<sup>くみん</sup>区民、<sup>そだ</sup>育ち<sup>まな</sup>学ぶ<sup>しせつ</sup>施設の<sup>かんけいしや</sup>関係者は、<sup>たが</sup>お互いに<sup>きようりよく</sup>協力しながら<sup>さべつ</sup>差別や<sup>ぎやくたい</sup>虐待、いじめなど、<sup>こ</sup>子どもの<sup>けんり</sup>権利が<sup>まも</sup>守られていない<sup>じょうたい</sup>状態について<sup>そうき</sup>早期に<sup>はっけん</sup>発見し、<sup>けんり</sup>権利が<sup>まも</sup>守られていない<sup>じょうたい</sup>状態からの<sup>かいふく</sup>回復のための<sup>しえん</sup>支援に<sup>つと</sup>努めます。

2 <sup>えどがわく</sup>江戸川区は、<sup>こ</sup>子どもの<sup>おも</sup>思いを受け止め、<sup>う</sup>相談に<sup>おんじ</sup>応じ、<sup>こ</sup>子どもが<sup>あんしん</sup>安心して<sup>そだ</sup>育つことができる<sup>たいせい</sup>体制を<sup>ととの</sup>整えます。

(<sup>こ</sup>子どもの<sup>けんり</sup>権利を<sup>ひろ</sup>広く<sup>つた</sup>伝え、<sup>し</sup>知ってもらうこと)

第十条 <sup>えどがわく</sup>江戸川区は、<sup>こ</sup>子どもの<sup>けんり</sup>権利について、<sup>こ</sup>子どもや<sup>ほごしや</sup>保護者、<sup>くみん</sup>区民に<sup>りかい</sup>理解してもらうように<sup>つと</sup>努めます。

2 <sup>えどがわく</sup>江戸川区は、<sup>そだ</sup>育ち<sup>まな</sup>学ぶ<sup>しせつ</sup>施設や<sup>かてい</sup>家庭、<sup>ちいき</sup>地域などで、<sup>こ</sup>子どもが<sup>けんり</sup>権利について<sup>まな</sup>学び、<sup>じぶん</sup>自分と<sup>じぶんいがい</sup>自分以外の<sup>ひと</sup>人の<sup>けんり</sup>権利を<sup>たいせつ</sup>大切に<sup>しあう</sup>しあうことができるよう<sup>ひつよう</sup>必要な<sup>しえん</sup>支援を行います。

(<sup>いにん</sup>委任)

第十一条 この<sup>じょうれい</sup>条例に<sup>さだ</sup>定めるもののほか<sup>ひつよう</sup>必要なことは、<sup>くちよう</sup>区長が<sup>べつ</sup>別に<sup>さだ</sup>定めます。

<sup>ふそく</sup>付則

この<sup>じょうれい</sup>条例は、<sup>れいわさんねんしちがついついたち</sup>令和三年七月一日から<sup>しこう</sup>施行します。